都道府県医師会長 殿

日本医師会長 唐 澤 祥 人

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

平成 19 年 12 月 3 日付厚生労働省告示第 404 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業等の医薬品製造販売承認の承継に伴う薬事法上の販売名称の変更により、新名称の医薬品「エパルレスタット錠 50mg「JG」」が薬価基準の別表に第 24 部追補(20) として収載されたものであります。

また,同日付厚生労働省告示第 405 号で,旧名称の医薬品「エパレス錠 50mg」が掲示事項等告示の別表第6に第8部追補(5)として収載され,経過措置品目(使用期限:平成 20年3月31 日限り)となりました。

つきましては,以上の改正内容に関して,貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌2月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

- 1. 官報(平19.12.3 第4721号抜粋)
- 2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について (平 19. 12. 3 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

告

壶

第明 三種郵便物認可 担刊 (行政機関の休日休刊)

 \bigcirc

 \triangleright

 \bigcirc

〇療担規則及び薬担規則並びに療担基 準に基づき厚生労働大臣が定める掲 示事項等の一部を改正する件 (同四〇五)

官

〇使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部 を改正する件(厚生労働四〇四)



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

官

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬0厚生労働省告示第四百四号 価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。 別表に第24部として次のように加える。 平成十九年十二月三日 エパルレスタット錠50mg「JG」 맘 第24部 内 ₩ 山 \mathbb{H} 戡 菘 厚生労働大臣 50mg 1 錠 丰 飰 舛添 要一 辮 66.70 \mathbb{H} 甪

官

○厚生労働省告示第四百五号

法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに老人保健保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び 条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事 取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一

項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正する。 別表第6に第8部として次のように加える。 エパレス錠50mg 平成十九年十二月三日 نلح 忆 改 诅 \mathbb{H} 滋 戡 厚生労働大臣 桮 丰 舛添 50mg 1 錠 白 要一

믑

地 方 社 会 保 険 事 務 局 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都 道 府 県 老 人 医 療 主 管 課 (部) 老 人 医 療 主 管 課 (部)

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価 (薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)の一部が平成19年12月3日付け厚生労働省告示第404号及び第405号をもって改正され、平成19年12月3日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目について、薬価基準の別表に収載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区	分	内	用	薬	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬剤	計
品目]数	8,	, 5	3 7	4,	1	9 2	2,	7	7 1	3 7	15, 537

- 2 掲示事項等告示の一部改正について
 - (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い製薬企業から削除依頼が あった内用薬1品目について、掲示事項等告示の別表第6に収載して、平成20年4 月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。
 - (2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

	区	分	内	用	薬	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬剤	計
品目数			6	2 5		1	9 7		1	4 5	1	968	

(参考)

薬価基準告示

	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
1	内用薬	エパルレスタット錠50mg「JG」	エパルレスタット	50mg 1 錠	66.70

掲示事項等告示

別表第6 第8部(平成20年3月31日まで)

	Νο	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価(円)
1	内用薬	エパレス錠50mg	エパルレスタット	50mg 1 錠	66.70